

 ディスクロージャー誌

e-Net少額短期保険株式会社の現状

2012



## e-Net少額短期保険株式会社の現状2012

---

本誌は保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37に基づいて作成しております。



# 目次 2012

はじめに	1
経営方針	1
行動基準	1
事業ポリシー	2

## 経営について

### 事業の概況

事業の概況	5
代表的な経営指標	6
コーポレート・ガバナンス	7

### コンプライアンス

コンプライアンス態勢	8
組織体制	9
勧誘方針	10
反社会的勢力への基本方針	11
リスク管理態勢	12
苦情処理態勢	13
募集制度	14

### 個人情報保護

個人情報に関する取扱態勢	15
プライバシーポリシー	16

## 商品・サービスについて

### 保険のしくみ

保険制度	19
保険契約の性格	19
保険料率	19
再保険	19
保険約款	19
保険料の収受・返還	19

### 少額短期保険業

少額短期保険業とは?	20
------------	----

### 保険契約に関する注意事項

ご契約にあたりご注意いただきたいこと	21
ご契約後にご注意いただきたいこと	21
ご継続にあたりご注意いただきたいこと	21

### 事故発生から保険金支払いまで

必要な措置と報告・届け出	22
被害状況調査	22
保険金のお支払い	22

### 取扱商品

リビングガード&テナントガード	23
-----------------	----

### 各種サービス

住まいの現場急行サービス	25
--------------	----

## 業績データ

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標 27

直近の2事業年度における主要な業務の状況

- (1) 主要な業務の状況を示す指標等 28
- (2) 保険契約に関する指標等 28
- (3) 経理に関する指標等 29
- (4) 資産運用に関する指標等 30
- (5) 特別勘定に関する指標 30
- (6) 責任準備金の残高の内訳 30

直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表 31
- (2) 損益計算書 32
- (3) キャッシュ・フロー計算書 33
- (4) 株主資本等変動計算書 34
- (5) 平成23年度決算の個別注記表 35
- (6) ソルベンシー・マージン比率 38
- (7) 時価情報等 38

## コーポレートデータ

沿革	41
店舗所在地	41
組織	42
株主・株式の状況	43
役員の状況	44
使用人の状況	44



## はじめに

この度、平成23年度における当社事業概要を示すディスクロージャー誌を作成致しました。e-Net少額短期保険株がどのような会社なのか、簡潔にわかりやすく説明しております。ご高覧頂き、少しでもご理解を深めていただければ幸いです。

ご承知の通りの厳しい経済状況にもかかわらず、業績拡大への布石が徐々にその効果を表し始めています。各協力チャネルとの連携を更に強めながら、この流れを確固たるものとし、少額短期保険業界において中核企業たる地位を築けるよう今後も精進してまいりたいと存じます。契約者の皆様はもちろんのこと、ステークホルダーの皆様に対しまして、これまでのご支援とご協力にあらためて感謝申し上げます次第です。

今後も契約者保護の視点に立ち、公共性を併せ持つ保険事業者としての社会的責任を自覚し、前期に増して職務に邁進してまいります所存です。引き続き皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

e-Net少額短期保険株式会社

代表取締役社長 **土屋 知博**

## 経営方針

1. 法令等を遵守し、事務処理を的確に行い、契約者等に対して説明責任を果たすとともに、保険金支払いを迅速かつ適正に行うことにより、契約者等の信頼を獲得する。
2. 経営の効率化と堅実な業績の進展により会社の永続的な存続を図り、社会の発展と株主の利益、代理店・社員の生活向上に寄与する。

## 行動基準

1. 全てのお客様に感謝し、公平に接します。
2. 関連する全ての法令、ルールを遵守するようコンプライアンスを徹底します。
3. お客様のニーズの的確な把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
4. 保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
5. 迅速かつ適正な損害事故処理サービスを提供します。
6. お客様情報は、適切に管理し、目的外には利用せず、漏洩しないよう万全の体制で臨みます。
7. 自立した代理店を育て、公正でかつ健全な関係を維持し共存共栄していきます。

## 事業ポリシー

### 財務強化・未来投資・顧客満足

日本における賃貸住宅市場の規模は戸数で約1,700万戸といわれています。この市場をめぐる、日本や外国の保険会社間で、火災保険契約獲得に向けた熾烈な競争が繰り広げられています。そんな中、当社がこの市場で着実にシェアを上げていくために必要ないくつかのポイントの中から、特に重要と考えている点が3つあります。

#### 財務強化



当社は平成20年に大手損害保険会社と業務及び資本提携を結んだのち、契約件数を着実に拡大させてきました。財務体質強化への強力な後ろ盾の存在は取りも直さず、「安心-Safety」、「安全-Security」、「安定-Stability」、この3S経営を保証する大きな担保となっています。



#### 未来投資

当社は、保険事務のIT化に向けた積極的な投資により、Webシステム\*「News」の開発に成功しました。インターネット環境さえあれば、代理店での保険事務を「より簡単に」、「より効率的に」行えるようになったのです。代理店にとって、Newsシステムによる事務ロードの軽減と継続手数料の確保は、収益に直接関係するだけに、当社との代理店契約を決定する際のひとつの重要なファクターになっています。

#### 顧客満足



当社は、不動産管理ソフトと保険業務を連携させたシステム開発を手始めに、これまで保険事務軽減と収益アップを目的とした様々な支援プロジェクトを推し進めてまいりました。保険契約者、代理店をはじめ、ステークホルダー\*の満足度をあげるために何をしたらいいのかが常に考え続けています。





# 経営について

## 事業の概況

事業の概況	.....5
代表的な経営指標	.....6
コーポレート・ガバナンス	.....7

## コンプライアンス

コンプライアンス態勢	.....8
組織体制	.....9
勧誘方針	.....10
反社会的勢力への基本方針	.....11
リスク管理態勢	.....12
苦情処理態勢	.....13
募集制度	.....14

## 個人情報保護

個人情報に関する取扱態勢	.....15
プライバシーポリシー	.....16

**【金融経済環境】**

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の経済活動に大きな影響を与えましたが、下半期よりその影響も徐々に払しょくされてきており、震災への復興需要や消費者マインドの改善傾向などにより、景気回復への兆しが見え始めています。しかしながら、米国経済の停滞や欧州政府債務危機を背景にした金融資本市場の変動によって景気が大きく影響を受けるリスクも存在しており、原発停止による電力供給の問題や原油高、デフレ等依然として解決すべき課題は残されたままです。

**【事業の経過及び成果】**

このような経済環境下、当社におきましては、人口稠密地域である首都圏に人員を増強し募集人（代理店）の新設活動に注力いたしました。活動にあたっては、業務提携先であるあいおいニッセイ同和損害保険㈱や賃貸不動産関連業者等との連携を絶やさず効率的な業務を展開いたしました。この結果、大幅に代理店を増設することができました。また社内におきましては、意識強化と機能強化を狙って再構築したリスク・コンプライアンス委員会を核として内部管理態勢の強化を図り、各種社内体制を整備いたしました。

**【営業戦略と事業方針】**

不動産管理システムとの連携による事務ロードの軽減をベースにした営業戦略を基本に、市場動向に迅速柔軟に対応すること、そして顧客ニーズ・代理店ニーズを的確に把握し、決して後回しにせず早期に解決を図ることを事業方針の柱としてまいりました。今後もこの視点を大切にしながら、新規サービスの開発や新規募集網の開拓を図ってまいります。

**【今後の課題】**

当社におきましては、提携・連携先との関係を強化し、より効率的に代理店の増強に努め、その成果を業績に反映させることが最大課題と認識し、その実現に向けて努力いたします。大型代理店の新設・既存代理店の高稼働化・事務システム活用の定着等々に向けて、組織的に取り組む所存です。併せて、社員・代理店教育を強化し、コンプライアンスを遵守した業務展開を実施いたします。



代表的な経営指標

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
元受正味保険料	410,847	486,305	619,326
正味収入保険料	178,523	162,531	120,844
正味損害率	5.8%	12.2%	21.2%
正味事業費率	97.8%	116.2%	99.7%
保険引受利益	-8,765	-75,772	-23,669
経常利益	-8,047	-74,262	-22,525
当期純利益	-9,206	-98,195	-23,425
ソルベンシーマージン比率	982.6%	821.1%	774.7%
総資産	612,190	596,246	660,773
純資産額	356,119	282,591	259,166

元受正味保険料：元受保険料－（元受解約返戻金＋元受その他返戻金）

正味収入保険料：元受正味保険料－出再正味保険料

正味損害率：（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

正味事業費率：正味事業費÷正味収入保険料

保険引受利益：保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費＋その他収支

経常利益：通常の営業・資産運用等の活動で生じた利益

当期純利益：経常利益に特別損益や法人税等を加減した事業年度の最終利益

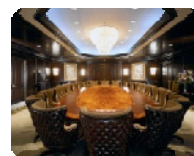
ソルベンシーマージン比率：保険会社の支払い余力の割合を示す数値

コーポレート・ガバナンス態勢

① 取締役会

当社は、業務執行の決定および取締役の職務執行の監督を目的とする機関として、取締役会を設置しており、当社の生命線として、経営全般の方向性等を決定する重要な機能を担っています。

取締役5名のうち、社外取締役1名を配しており、客観的な視点や牽制機能によって企業の健全性を維持し、経営の透明性と公平性を向上させることで、ステークホルダー全体の利益を守る態勢を整えています。



② リスク・コンプライアンス委員会



リスク管理及びコンプライアンス推進を行うための組織として、リスク・コンプライアンス委員会を取締役会の専門委員会として設置しています。リスク・コンプライアンスに関する方針・計画等の企画・立案、進捗状況の監視、教育研修の実施計画の策定等を含む重要事項について、社内横断的に協議・意見調整を行い、そこで取り上げた重要な事項については取締役会に報告しています。

③ 監査役

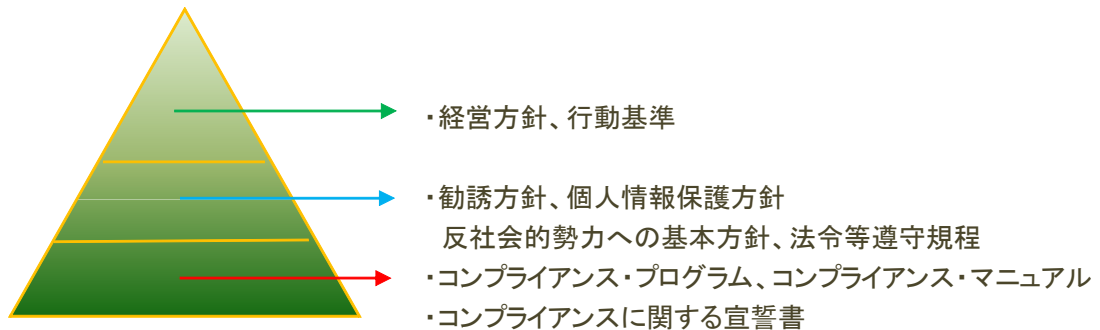
当社には社外監査役1名を配し、各取締役の職務執行について監査を行なっています。監査実施にあたっては、常にコーポレートガバナンスの視点に立った公正な監査を行なうよう努めています。



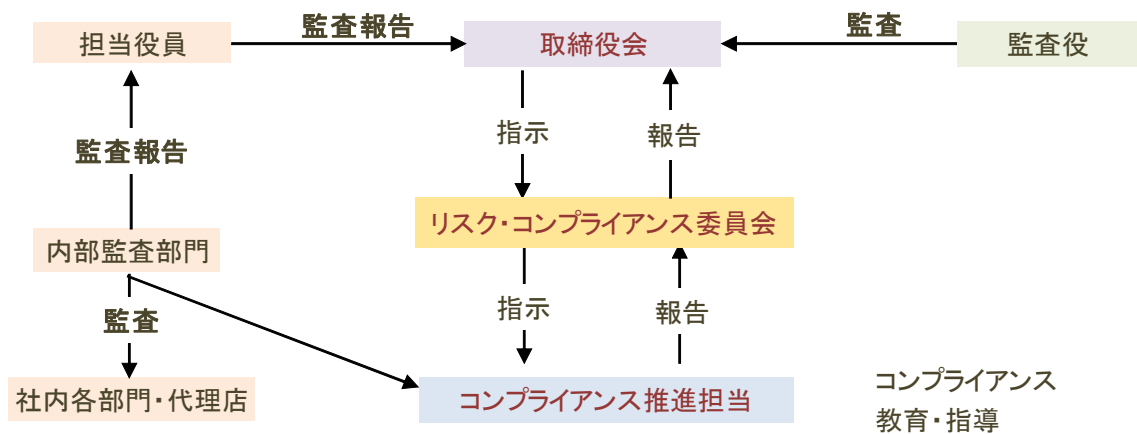
(1)コンプライアンス態勢

① コンプライアンスへの取り組み

当社では、経営方針、行動指針および法令等遵守規程に基づき、コンプライアンスの徹底を業務上の最優先課題として取り組むよう教育指導を行なっています。また、営業活動にあたっては、勧誘方針、個人情報保護方針、反社会的勢力への基本方針を定めるとともに、これらに沿った社内体制を整えております。コンプライアンスに関する指導内容については、随時見直しを行い、コンプライアンスの精神を浸透させるために定期的な研修を実施するなど、一層の周知・徹底を図っています。更にお客様をはじめ、社会全体の信頼に応えることのできる少額短期保険業者として、健全かつ適切な業務運営に努めています。



② コンプライアンス体制



<法令違反発生時の報告体制>



## (2) 組織体制

## ① 取締役会

取締役会は、法令等遵守のため、コンプライアンスに関する基本方針、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定を行い、役職員の法令等の遵守を求め、企業倫理の確立に努めています。

## ② リスク・コンプライアンス委員会

リスク管理及びコンプライアンスの推進・徹底を図るため、取締役会の下に、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」の企画・立案、コンプライアンスの実施及び推進状況のモニタリング、教育研修の実施計画の策定等を含む重要事項について、社内横断的に協議・意見調整を行い、そこで取り上げた重要な事項については取締役会に報告しています。

## ③ 規程の整備

当社では、次の規程を整備しています。

- 経営方針
- 行動基準
- 勧誘方針
- 個人情報保護方針
- 反社会的勢力への基本方針
- 法令等遵守規程
- 保険金支払を適切に行うための態勢整備の基本方針
- コンプライアンス・マニュアル



## ④ コンプライアンス教育・研修

全役職員・代理店に対するコンプライアンス教育・研修を当社における最重要テーマと位置づけ、あらゆる機会を通じてコンプライアンスを徹底するため、コンプライアンス教育・研修を実施しています。また、毎年在籍する全役職員及びすべての入社・退職者から、コンプライアンス及び情報管理に関して十分留意して行動する旨の宣誓書を取りつけています。



## ⑤ モニタリング活動

日常業務について、事務担当者による業務報告を実施しており、この内容を毎日点検する中で、日常業務における不備を早期に発見し是正する活動を行っています。

**勧誘方針**

当社e-Net少額短期保険株式会社は、保険商品の販売にあたり、「保険法」、「保険業法」、「金融商品の販売等に関する法律」、「消費者契約法」、「個人情報保護に関する法律」その他関係法令を遵守し、以下の勧誘方針に従い、適正な商品販売に努め、お客様の信頼にお応えしてまいります。

1. お客様に商品内容を正しく理解いただけるように、説明内容・方法を工夫してわかりやすい商品説明に努めます。
2. お客様に適正な商品提供を可能とするため、自己研鑽を行い商品知識等の習得に努めます。
3. 重要な事項を告げなかったり、不十分又は虚偽の説明をするなど、お客様の判断を誤らせるような説明は致しません。
4. お客様に関する情報については、プライバシー保護の観点より、適正かつ厳正に取扱、お客様の権利保護に努めます。
5. 万が一保険事故が発生した場合には、保険金支払手続きに際し迅速かつ的確に処理するように努めます。

### 反社会的勢力への基本方針

当社 e-Net 少額短期保険株式会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、保険業者として公共の信頼性を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

1. 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全の確保と共に組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当社は、反社会的勢力に対して資金提供・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部機関との連携体制強化を図ります。
5. 当社は、如何なる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は一切行いません。
6. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応措置を講じる等、断固たる態度で対応致します。

### リスク管理態勢

- ① 当社は、当社を取り巻くリスクとその状況を正しくとらえ、これに適切に対応することが、当社の企業価値、財務の健全性、収益性の向上などにつながるものと認識し、リスク管理態勢を整備しています。
- ② そのために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社をめぐるリスクの状況について社内横断的にモニタリングし、適切な対応を適時にとるとともに、重要な事項については取締役会に報告する体制を整えています。

#### 当社を取り巻くリスク（危険、危険度または損害を受ける可能性）の種類

##### 〈保険引受リスク〉

当社では、保険引受リスクを次のように細分化しています。

- ①一般保険リスク： 経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク
- ②巨大リスク： 個別の契約または契約群に大規模な保険事故が発生し、巨額の支払が顕在化するリスク
- ③自然災害リスク： 自然災害（地震、台風等）によって、不特定多数の契約に大規模な広域集積損害が発生するリスク

##### 〈資産運用リスク〉

当社の資産運用は、財務の安全性や流動性の観点から、保険業法によって定められている方法のうち、預貯金のみに限定しています。

##### 〈オペレーショナル・リスク〉

当社では、オペレーショナル・リスクを次のように細分化しています。

- ①流動性リスク
  - イ、資金繰りリスク： 保険会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより、損失を被るリスク
  - ロ、市場流動性リスク： 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク
- ②事務リスク： 役職員が事務作業を行うに際して、正確性を欠いたり、作業を怠ったり、失念したり、もしくは不正を働くことにより、従業員を抱える組織がその補償責任などに伴い損失を被るリスク
- ③システムリスク： 情報システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用により損失を被るリスク
- ④その他のリスク： 情報資産リスク（情報の毀損、改竄、漏洩等のリスク）、法務リスク（企業経営に係る民事責任、刑事責任、行政責任等のリスク）、事故・災害リスク（自然災害、事故、犯罪、病気などのリスク）等



苦情処理態勢

- ① 当社は、お客様の相談・苦情への迅速な対応を的確に行なうため、役職員の教育・研修を実施するとともに、相談・苦情を記録・管理する中で、記録された内容については毎日点検し、重要な案件や処理内容に問題がないか検証を行い、再発防止に活用していきます。

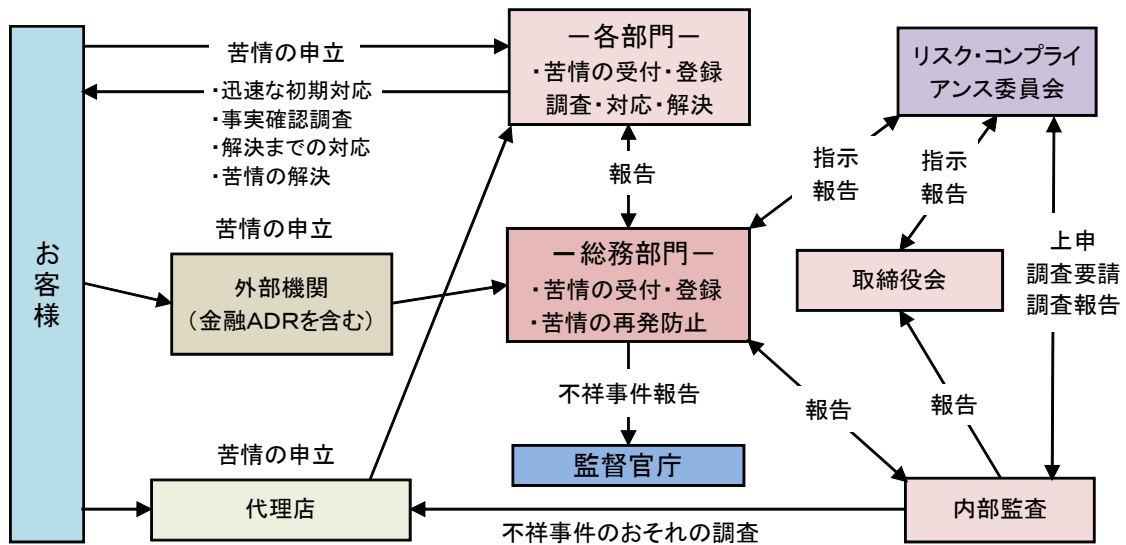


② 相談・苦情対応

相談・苦情対応の流れは次のようになっています。

尚、平成22年度10月から金融ADR制度が発足し、お客様からの苦情については、当社のみならず、当社が加入する一般法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」においても受け付けており、該当する苦情に対し真摯に対応しております。

相談・苦情対応の流れ





保険商品の販売に関して、当社では代理店による販売を基本としています。代理店になるためには当社と代理店委託契約を結んだあと、財務局への登録を行う必要があります。

また販売保険商品が、賃貸マンション、アパート等にこれから入居しようとしている方や、既に入居中の方を対象にしているため、地域に展開されている不動産業者の方が当社の代理店の多くを占めています。代理店は、保険契約の締結や保険料の領収など保険募集業務の全般及び万が一事故が発生した場合の受付等を受け持っています。

### 代理店業務の主な業務

当社を代理して行う保険契約の締結及びこれに付随する下記の業務です。

- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付（ただし、保険業法第309条に定める保険契約の申し出の撤回または解除の申し出の受付を除く）
- 保険料の領収、返還、保管ならびに管理
- 保険料領収証の発行・交付
- 保険証券等の交付（ただし、会社の指示がある場合に限る）
- 保険の目的の調査
- 保険契約の維持・管理（満期管理、満期返戻業務を含む）に関連する事項
- 保険事故発生時の受付、被保険者への保険金請求手続きの援助等
- その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務



### 代理店になるためには

保険募集をはじめするには当社の代理店になっていただく必要があります。そのためには前もって内閣総理大臣へ申請を行い、保険募集人として登録されなければなりません。同時に募集を行うための資格試験（少額短期保険募集人試験）に合格しておく必要があります。

### 研修・監査

保険業務は公共性の高い金融商品を取り扱いますので、極めて慎重に行わなければならず、当社役職員や代理店については、法律や規則をしっかり守る高いモラル意識が求められます。そのために当社では、代理店業務開始時に当社の商品を理解していただくこと、事務システムの操作に慣れていただくこと、コンプライアンスを遵守していただくこと等について研修を行います。また代理店業務開始後も、個別あるいは集合形式で、業務遂行に必要な知識やコンプライアンスについて研修・指導を行い、法令に則った適切な業務を遂行できるよう進めています。また代理店に対しては、代理店としての業務を適切に遂行しているかどうか検証し、必要に応じて指導を行なっています。



## 個人情報に関する取扱態勢

個人情報は保険契約の基礎をなすものであると同時に、その管理は極めて重要であり、情報保護の観点から、取扱いについては慎重を期した対応が求められています。当社は、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定め、個人情報保護法や関連ガイドラインに基づいた取扱マニュアルや各種規程類の整備を図りながら、安全で適正な個人情報の管理に努めています。

### ① 内部規程の整備

規程については、以下のものを整備し、その内容の徹底に努めています。

- 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）
- 個人情報取扱規程

### ② システムセキュリティ

個人情報データベースへのアクセスについてはパスワードを必要とするとともに、社員毎にアクセス範囲を管理し、同時にアクセスログの管理も行っています。



また当社Webシステム*News*への不正な侵入を防ぐため、専用のファイヤーウォールを設置しており、今後は不正な侵入防止策を更に強化してまいります。

### ③ 代理店及び外部委託先

代理店については、個人情報保護マニュアル及び代理店委託契約書を定めるとともに自己点検や各種研修の機会を通じ情報漏洩防止策を講じています。外部委託先については委託する業務を精査したうえで守秘義務契約書を取り交わすなど適切に対応しております。

### 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当社 e-Net 少額短期保険株式会社は、業務上取扱う個人情報に関して、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及びその他関係法令等を遵守し、個人情報を適正かつ厳正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、当社における個人情報の取扱及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

#### 1. 保有する個人情報と利用目的

- ・ 当社は当社事業において主に各種契約書・入居申込書・保険契約申込書等書類から入手した個人情報を有しております。
  - ・ 当社は、個人データを正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じています。
  - ・ 当社は、保有する個人情報を以下の目的のために利用いたします。なお、情報・サービスの提供は、お客様から同意が得られないとき又はお申し出があれば取りやめさせていただきます。
- ① 保険契約の引受・更新・再保険締結・維持管理・保険金等のお支払い、当社が有する債権の回収並びにサービスの情報提供
  - ② 上記①の情報・サービス提供のための郵便・電話（携帯電話を含む）訪問等による営業、アフターサービス活動、その他お客様とのお取引等の適切かつ円滑な遂行

#### 2. 個人情報の適正な取得

- ・ 当社は業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得致します。

#### 3. 関係者等への情報提供

- ・ 当社は、次の場合を除いてお客様の個人情報を提供することはありません。
- ① 法令に基づく場合
  - ② 利用目的達成に必要な範囲において、契約を交わした業務委託先及び再保険会社
  - ③ 個人情報保護法第 23 条第 2 項に基づく手続（いわゆるオプトアウト）を行って第三者に提供する場合

#### 4. 情報の安全対策お問い合わせ

- ・ 当社は、お客様の個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人情報の安全管理を行うために適切な組織的、技術的、人的な安全対策に万全を尽くしています。万一、個人データに関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

#### 5. 情報の開示・訂正

- ・ お客様から保有個人データの開示・追加・削除・訂正、利用停止等の要請がある場合は、7. 「お問い合わせ窓口」にご請求ください。本人確認のできる資料に基づき速やかに手続きを行います。なお、代理人申請の場合は当社の定める資料提出後に手続きを行います。

#### 6. センシティブ情報の取扱い

お客様の本籍地・健康状態などのセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第 211 条の 33 で準用する第 53 条の 10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 6 条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供しません。

#### 7. お問い合わせ窓口

- 当社の個人情報の取扱いに関する苦情や、個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

e-Net 少額短期保険株式会社

0120-089-998（無料）（受付時間；9：00～17：00、年末年始、土日及び祝祭日を除く。）





# 商品・サービスについて

## 保険のしくみ

保険制度	.....	19
保険契約の性格	.....	19
保険料率	.....	19
再保険	.....	19
保険約款	.....	19
保険料の收受 返還	.....	19

## 少額短期保険業

少額短期保険業とは？	.....	20
------------	-------	----

## 保険契約に関する注意事項

ご契約にあたりご注意いただきたいこと	.....	21
ご契約後にご注意いただきたいこと	.....	21
ご継続にあたりご注意いただきたいこと	.....	21

## 事故発生から保険金のお支払いまで

必要な措置と報告・届出	.....	22
被害状況調査	.....	22
保険金のお支払い	.....	22

## 取扱商品

リビングガード&テナントガード	.....	23
-----------------	-------	----

## 各種サービス

住まいの現場急行サービス	.....	25
--------------	-------	----

### 保険制度

保険制度の起源は、古くは「冒険貸借」に始まるといわれていますが、近代保険制度は、16世紀後半、イギリスのロンドンにおいて、エドワード・ロイドが経営するコーヒー店から始まりました。



それから今日まで長きに亘って様々な保険制度が発展してきたわけですが、原点は一つ、一人のリスクを大勢で分担することにあります。保険制度は、毎日の生活の中で予測不可能な事故（リスク）に対する解決策として、人間の長い歴史の中から編み出されてきた素晴らしい知恵と言ってもいいでしょう。現代の複雑な社会構造の中で、いかに安全に安心して暮らすことができるのかを考えた時、この保険制度の存在なくしてそれを実現することは不可能といっても過言ではありません。

### 保険契約の性格

保険契約は、一定の事故による損害について保険金を支払うことを保険会社等が約し、その対価として保険料を支払うことを保険契約者が約する契約です。双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約の性質を持っていますが、実務上は所定の申込書を作成し、ご契約の証として保険証券等を発行しています。

### 保険料率

そもそも保険は、ある一定数の保険加入者が集まることで、リスクの補填が可能となり、有効に機能します。

ところでAさんの家が火事になるかどうか、またBさんが10年以内に亡くなるかどうかを確実に予見することは不可能ですが、10万戸の住居のうち10年以内に何戸程度火災によって焼失するかは、統計学と確率論によってある程度予測可能です。

これらの数理を用いて計算して得た需要（リスク）に基づき、保険契約者に分担してもらう保険料の金額を算出します。このことよって、ある一定の期間において徴収した保険料総額と支払った保険金総額は均衡することになり、保険事業の継続が可能となるのです。保険のしく

みはこれらの考え方によって成り立っています。正確にはこの計算して得た分担金と保険会社が存続するために必要な費用を合わせたものが保険料になります。この場合の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合をいいます。

### 再保険

再保険とは、保険会社等自らがかける保険といえはわかりやすいでしょう。直接お客様から契約を受けた保険会社等（元受保険会社等）は、自らがかけた保険会社（再保険会社）から保険事故が発生した場合の支払い責任の補填を受けることとなります。つまり、元受保険会社等は、再保険会社に自己の支払い責任の部分的転嫁を図ることで、より大きなリスクの引受が可能になります。

### 保険約款

保険約款とは、保険会社等が不特定多数の利用者との契約を定型的に処理するためにあらかじめ作成した契約条項のことをいいます。つまり保険会社等と契約者との保険契約に関する約束事です。具体的には、保険契約者の保険料支払いや告知義務・通知義務、また保険会社等が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定めています。損害保険の保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を変更・追加・排除する特約があります。

### 保険料の収受・返還

保険料の収受は、現金を基本とし、当社に契約と同日までに入金することになっています。当社ではこの他に特約を結ぶことによって口座振替やクレジットカードによる払込方法も選択できます。また転居等お客様のご都合によって解約された場合は約款の規定にしたがい未経過分に対する保険料を返還致します。

### 少額短期保険業とは？

少額短期保険業とは、保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において、少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業をいいます。一定事業規模の範囲とは以下の通りです。  
(平成18年4月1日施行)

#### 【最低資本金等】

①資本金：1000万円  
(経過措置の適用がある場合、施行日から7年間 500万円)

②年間収受保険料：50億円以下  
(超える場合は、保険会社の免許取得が必要)

#### 【保険期間、保険金額の上限等】

①保険期間：損害保険2年、生命保険・医療保険1年

②1人の保険契約者に係る被保険者数：100人以下であること。

③保険金額：1人の被保険者について、次の区分の範囲内であり、かつ、総額1000万円以下であること。

疾病による重度障害・死亡 300万円

【経過措置 1500万円】

疾病・傷害による入院給付金等 80万円

【経過措置 240万円】

傷害による重度障害・死亡 600万円

【経過措置 3000万円】

損害保険 1000万円

【経過措置 5000万円】

※経過措置はいずれも施行日から7年間

尚、低発生率保険の保険金額については上記枠以外に1000万円以内が加算されます。

【経過措置 5000万円】

保険契約者等の保護の観点から、事業開始にあたって一定の保証金の供託や、資産運用、保険募集、情報開示などについて各種のルールを遵守することが必要となります。

### MEMO



ご契約にあたりご注意いただきたいこと

1. ご契約に際し、重要事項説明書（「契約概要」および「注意喚起情報」）を必ずご一読いただき、内容をご確認の上でお申込みください。
2. 当社は個人情報の保護に関する法律等を守り、個人情報を適切に取り扱います。
3. 保険期間は1年あるいは2年です。保険期間初日の午前0時に始まり末日の午後12時に終わります。
4. 当社では同一の被保険者が重複して、当社の別の契約の被保険者になる契約を引受ける場合は保険金額に上限を定めています。詳細につきましては重要事項説明書（「契約概要」および「注意喚起情報」）をご参照ください。
5. 1保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は100名が上限となります。
6. 当社は平成18年4月1日の保険業法施行により7年間（平成25年3月31日）までの経過措置期間に補償を開始する保険契約については、保険業法附則第16条1項で定められた引受限度額までの引受けを行います。詳細につきましては重要事項説明書（「契約概要」および「注意喚起情報」）をご参照ください。
7. 「ご契約の方が個人」で、かつ保険期間が2年の場合は、ご契約をお申込みいただいた日または重要事項説明書（「契約概要」および「注意喚起情報」）を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、「クーリング・オフ（申込みの撤回または解除）」を行うことができます。
8. この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置および同機構の補償対象契約に該当いたしません。

9. 保険期間中または保険契約更新時の保険料・保険金額について、保険業務の収支が極めて悪化し経営維持に重大な影響を与えると見込まれると判断されるときには、これらを変更したり、保険契約の継続をお断りする場合があります。詳細につきましては重要事項説明書（「契約概要」および「注意喚起情報」）をご参照ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後につきの変更が生じた場合には必ず事前に取り扱い代理店または当社までご通知ください。

1. 保険の目的の譲渡等により名義変更をするとき
2. 保険の目的を収容する建物の用途を変更するとき
3. 保険の目的をほかの場所に移転するとき
4. ご契約者の住所を変更するとき

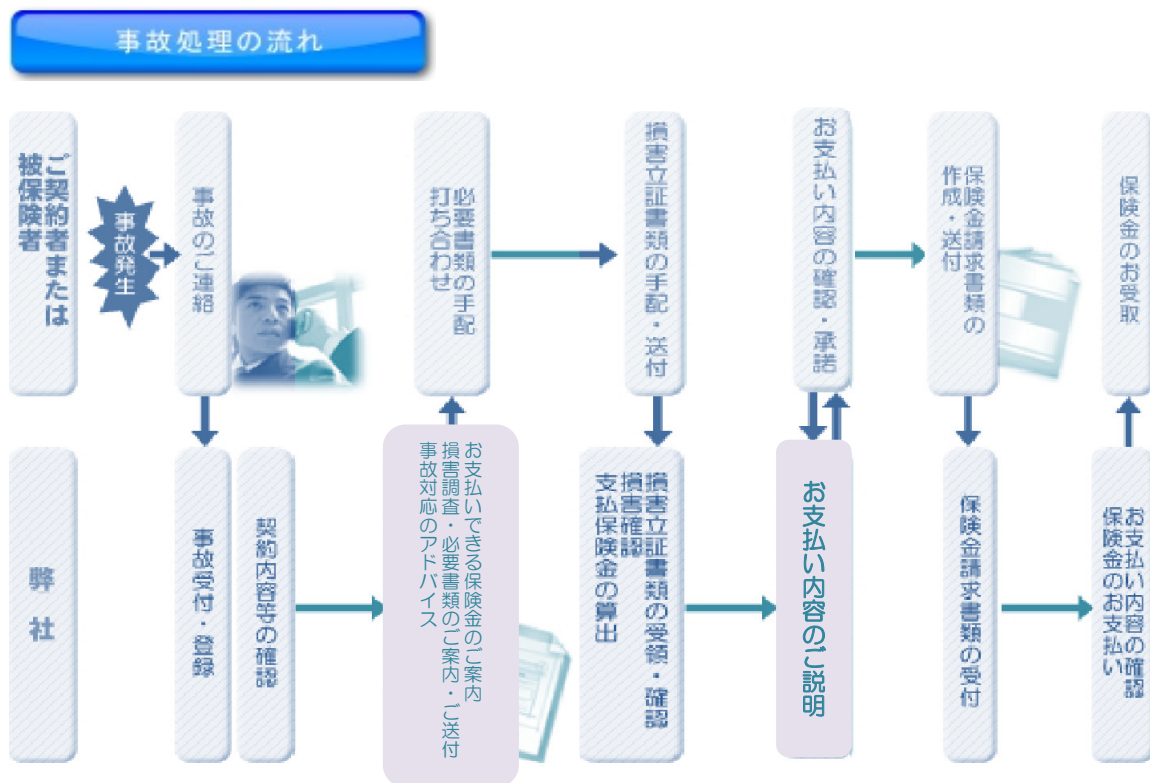
ご継続にあたりご注意いただきたいこと

1. ご契約の満了する日の属する月の前月10日までに、この保険契約を継続しない旨のお申出がない限り、継続案内書の記載事項で保険契約を更新します。
2. 更新の際、予定していた収支状況が悪化すると想定される事態が発生した場合には、更新後の保険料の増額、保険金額の減額の条件変更を行うことがあります。また、当該商品の引受けが不採算となり、この保険契約の引受けが会社の経営に影響を及ぼすと認められた場合には更新契約の引受けを行わないことがあります。



事故発生から保険金のお支払いまで

万が一事故にあわれた場合には、速やかに事故の状況や程度を当社または当社代理店までご連絡下さい。



もし事故が起これば

必要な措置と報告・届出

保険事故が発生したときは、必要な措置を講じた後、速やかに代理店または当社へ連絡してください。尚、盗難事故の場合は、所轄の警察へただちに連絡のうえ被害届けを出しておく必要があります。

事故の受付は、当社の事故受付センターで、年中無休・24時間受け付けを行なっています。

被害状況調査

事故報告受理後、当社保険金お支払いセンターにて事故内容等を調査致します。必要に応じて被害状況の確認等や被保険者、代理店との打ち合わせを行なったあと、被害額を算定し、責任の度合いに応じた保険金のお支払いを被保険者へお知らせ致します。

保険金のお支払い

保険事故にあわれた契約者様と当社の間で、受取保険金について合意したのち、保険金請求書の指示に従い、速やかにお支払先へ保険金をご送金致します。

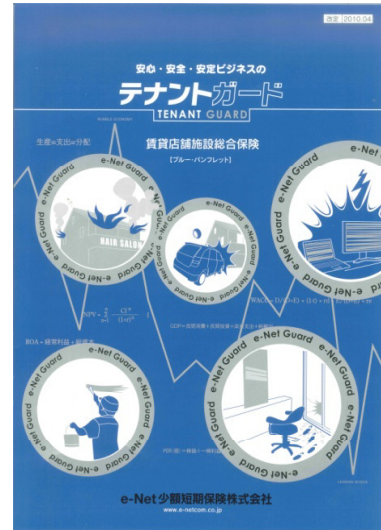
賃貸住宅家財総合保険

リビングガード  
LIVING GUARD



賃貸店舗施設総合保険

テナントガード  
TENANT GUARD



あなたの安心と笑顔をサポートします  
家財補償

火災・風水災害・盗難等による被害にあった場合、損害にあった家財と同程度のものを新たに購入・修復するために必要な標準的な額（再調達価額）に基づき補償いたします。

- 1.火災 2.落雷 3.破裂・爆発 4.風・ひょう・雪災



- 5.車両の飛込等 6.水ぬれ 7.騒じょう 8.盗難



- 9.持ち出し家財 10.水災



あなたの安心と笑顔をサポートします  
設備・什器補償

火災・風水災害・盗難等による被害にあった場合、損害にあった設備・什器と同程度のものを新たに購入・修復するために必要な標準的な額（再調達価額）に基づき補償いたします。

- 1.火災 2.落雷 3.破裂・爆発 4.風・ひょう・雪災



- 5.車両の飛込等 6.水ぬれ 7.騒じょう 8.盗難



- 9.水災



賃貸住宅家財総合保険

リビングガード

あなたの安心と笑顔をサポートします  
**入居者賠償責任補償**  
 大家さんや第三者に対する賠償事故が発生し、損害賠償責任が生じた場合補償いたします。

大家さんへの賠償責任

第三者への賠償責任



賃貸店舗施設総合保険

テナントガード

あなたの安心と笑顔をサポートします  
**店舗入居者賠償責任補償**  
 大家さんや第三者に対する賠償事故が発生し、損害賠償責任が生じた場合補償いたします。

大家さんへの賠償責任

第三者への賠償責任



補償内容・・・大家さんへの賠償責任について

火災・破裂爆発・水濡れ

大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。



その他偶然な事故

ふすま、壁、洗面台等大家さんの所有物を壊した場合に保険金をお支払いします。



ドアロック交換費用担保

建物の出入り口ドアのカギが盗まれ交換した場合の費用



水道管修理費用担保

凍結によって損壊が生じた場合の復旧費用



修理費用

火災、落雷、破裂・爆発等（家財補償1～3、5、6（他人の戸室からは除く）、7、8の事故をいいます。）により借戸室（柱・壁・床等の主要構造部および玄関・門・へい等の共用利用部は除きます。）に損害が発生し、賃貸借契約に基づきお客様が自己の費用で修理した場合の費用



損害防止用費用

消火活動に必要かつ有益な所定の費用（消火薬剤費用等）

補償内容・・・大家さんへの賠償責任について

火災・破裂爆発・水濡れ

大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。



その他偶然な事故

壁、窓、ガラス等貸主の所有物を壊した場合に保険金をお支払いします。



修理費用

火災、落雷、破裂・爆発等（設備・什器補償1～3、5、6（他人の戸室からは除く）、7、8の事故をいいます。）により賃貸店舗（柱・壁・床等の主要構造部および玄関・門・へい等の共用利用部は除きます。）に損害が発生し、賃貸借契約に基づきお客様が自己の費用で修理した場合の費用



損害防止用費用

消火活動に必要かつ有益な所定の費用（消火薬剤費用等）

リビングガード・テナントガード共通

補償内容・・・第三者への賠償責任について

日本国内において、入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故、更にリビングガードについては日常生活に起因する偶然な事故、テナントガードについては入居物件の用途に伴う職作業の遂行に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、その損害の額をご契約金額を限度として保険金をお支払いします。

## 住まいの現場急行サービス



24時間365日

### お住まいのトラブルをサポート

水周りのトラブルやカギを紛失した等でお困りの際、専門業者を手配し、30分程度の応急処置や解錠を行います。

#### ▶ 対象となる建物

保険証券等記載の家財を収容する居住用の建物  
(賃貸店舗、共用部分は対象外となります。)

#### ▶ サービス内容

サービス提供者が行う30分程度の応急修理費用（出張料金・作業料金を含む）は、以下の通りとします。

##### 1) 水まわり応急処置サービス

対象物件における30分程度で実施可能な以下の事象に対する応急処置

- ・トイレの詰まり除去
- ・給・排水管の故障によるあふれの原因個所の応急処置
- ・給・排水管のつまり除去

##### 2) 玄関のカギ開けサービス

対象物件の玄関における30分程度で実施可能な開錠作業（カギ開けの難易度が高い場合には破錠（カギを壊して、開錠すること）までとします。

防犯の観点から契約者ご本人または被保険者ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。

（カギの作成・シリンダー交換の作業料金および部品代はお客様負担となります。）

- ※ 一部地域ではご利用いただけません。
- ※ 本サービスは、当社が株式会社安心ダイヤルと契約する「住まいの現場急行サービス規程」に従ってご提供するものであり、サービスのご提供は同規程に定めるところに従います。
- ※ 本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



# 業績データ

## 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標 ……27

## 直近の2事業年度における主要な業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等	……28
(2) 保険契約に関する指標等	……28
(3) 経理に関する指標等	……29
(4) 資産運用に関する指標等	……30
(5) 特別勘定に関する指標等	……30
(6) 責任準備金の残高の内訳	……30

## 直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表	……31
(2) 損益計算書	……32
(3) キャッシュ・フロー計算書	……33
(4) 株主資本等変動計算書	……34
(5) 平成23年度決算の個別注記表	……35
(6) ソルベンシー・マージン比率	……38
(7) 時価情報等	……38

## 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益	723,427	828,955	1,129,398
経常利益	-8,047	-74,262	-22,525
当期純利益	-9,206	-98,195	-23,425
資本金	207,000	207,000	207,000
発行済株式の総数	146 千株	146 千株	146 千株
純資産額	356,119	282,591	259,166
総資産	612,190	596,246	660,773
責任準備金残高	84,234	107,883	107,654
貸付金残高	-	-	-
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシーマージン比率	982.6%	821.1%	774.7%
配当性向	-	-	-
従業員数	16 人	19 人	23 人
正味収入保険料	178,523	162,531	120,844

MEMO

## 直近の2事業年度における主要な業務の状況

## (1)主要な業務の状況を示す指標等

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
正味収入保険料 〔元受正味保険料-出再正味保険料〕	162,531	120,844
元受正味保険料 〔元受保険料- (元受解約返戻金+元受その他返戻金) 〕	486,305	619,326
支払再保険料 〔再保険料- (再保険返戻金+再保険その他返戻金) 〕	343,295	498,482
解約返戻金	27,272	32,209
保険引受利益 〔保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費+その他収支〕	-75,772	-23,669
正味支払保険金 〔元受正味保険金-出再正味保険金〕	19,816	25,618
元受正味保険金 〔元受保険金-元受保険金戻入〕	66,053	98,883
回収再保険金	46,237	73,265

## (2)保険契約に関する指標等

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	
契約者配当金の額	—	—	
正味損害率 〔(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料〕	12.2%	21.2%	
正味事業費率 〔正味事業費÷正味収入保険料〕	116.2%	99.7%	
コンバインド・レシオ(合算率) 〔正味損害率+正味事業費率〕	128.4%	120.9%	
出再 控 除 前	損害率	13.6%	16.0%
	事業費率	85.9%	79.9%
	合算率	99.5%	95.9%
出再を行なった再保険者の数	1	1	
出再保険料の上位5社の割合	100%	100%	
出再保険料の格付ごとの割合	AA- 100%	A+ 100%	
未収再保険金の額	11,882	26,371	

## 直近の2事業年度における主要な業務の状況

## (3)経理に関する指標等

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
支払備金の額	6,114	4,768
責任準備金の額	107,883	107,654
貸倒引当金	該当ありません。	該当ありません。
貸倒引当金の期末残高	該当ありません。	該当ありません。
貸倒引当金の期中の増減額	該当ありません。	該当ありません。
貸付金償却の額	該当ありません。	該当ありません。
利益準備金及び任意積立金	該当ありません。	該当ありません。
事業費（損害調査費含む）	419,422	496,705
損害率の上昇に対する経常利益の額の変動		
損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	発生損害額の増加額＝正味既経過保険料×1%	
経常利益の減少額	1,414	1,247

MEMO



## 直近の2事業年度における主要な業務の状況

## (4)資産運用に関する指標等

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
資産運用の概況	現預金のみ	現預金のみ
利息配当収入の額	312	405
利息配当の運用利回り	0.12%	0.13%
有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	4,146	2,873

(海外投資、有価証券投資、貸付金に関する指標は該当ありません。)

## (5)特別勘定に関する指標 (該当ありません。)

## (6)責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
普通責任準備金	96,446	92,593
異常危険準備金	11,436	15,062

## 直近の2事業年度における財産の状況

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

資産の部			負債の部		
科 目	平成22年度	平成23年度	科 目	平成22年度	平成23年度
【 流動資産 】	【 545,831 】	【 609,496 】	【 流動負債 】	【 313,655 】	【 401,607 】
現金及び預金	316,409	303,374	支払備金	6,114	4,768
貯蔵品	7,603	6,054	責任準備金	107,883	107,654
未収保険料	83,084	112,747	未払金	5,940	12,828
未収金	5,353	29	代理店借	43,759	60,380
代理店貸	2,822	3,233	再保険借	125,413	183,787
再保険貸	115,597	166,862	仮受金	22,775	30,895
仮払金	14,851	17,169	預り金	8	
未収収益	111	27	リース債務	985	604
【 固定資産 】	【 49,733 】	【 50,909 】	未払法人税等	778	689
( 有形固定資産 )	( 4,146 )	( 2,873 )			
リース資産	1,141	1,141	負債の部合計	313,655	401,607
その他の有形固定資産	12,512	13,385	純資産の部		
減価償却累計額	-9,506	-11,652			
( 無形固定資産 )	( 23,782 )	( 23,880 )	【 株主資本 】	【 282,591 】	【 259,166 】
電話加入権	16	16	( 資本金 )	( 207,000 )	( 207,000 )
ソフトウェア	23,766	23,864	資本金	207,000	207,000
( その他資産 )	( 21,805 )	( 24,156 )	( 資本剰余金 )	( 177,000 )	( 177,000 )
差入保証金	1,401	1,401	資本準備金	177,000	177,000
長期前払費用	3,864	5,215	( 利益剰余金 )	( -101,409 )	( -124,834 )
敷金	540	540	繰越利益剰余金	-101,409	-124,834
供託金	16,000	17,000			
【 繰延資産 】	【 682 】	【 368 】	純資産の部合計	282,591	259,166
繰延資産	682	368	負債及び純資産の部合計	596,246	660,773
資産の部合計	596,246	660,773			

## (2) 損益計算書

単位：千円

科 目	平成22年度	平成23年度
【 経常収益 】	【 828,955 】	【 1,129,398 】
収入保険料	513,577	651,535
再保険金収入	46,237	73,265
再保険手数料収入	228,615	374,094
再保険返戻金収入	19,101	24,115
その他の再保険収入	19,520	
利息配当金収入	312	405
支払備金戻入		1,391
責任準備金戻入		3,854
IBNR支払備金戻入	392	
雑収入	1,199	739
【 経常費用 】	【 485,710 】	【 657,359 】
支払保険金	64,137	96,742
損害調査費	1,916	2,141
解約返戻金	27,272	32,209
再保険料	362,396	522,597
IBNR支払備金繰入		45
支払備金繰入	4,599	
責任準備金繰入	21,099	
異常危険準備金繰入	4,290	3,625
保険総利益	343,245	472,039
【 営業費及び一般管理費 】	【 417,507 】	【 494,564 】
営業損失	74,262	22,525
経常損失	74,262	22,525
【 特別利益 】	【 1,741 】	
前期準備金修正益	1,741	
【 特別損失 】	【 24,667 】	
固定資産売却除却損		
過年度損益修正損	24,667	
税引前当期純損失	97,188	22,525
法人税及び住民税	1,008	900
当期純損失	98,195	23,425

## 直近の2事業年度における財産の状況

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	513,577	651,535
再保険収入	313,474	471,474
その他の収入	1,240	△65,021
保険金等支払による支出	△66,053	△98,883
解約返戻金等支払による支出	△27,271	△32,209
再保険料支払による支出	△362,396	△522,597
事業費の支出	△417,507	△494,564
その他	43,525	88,806
小 計	△1,411	△1,459
利息及び配当金等の受取額	338	489
利息の支払額	-	-
契約者配当金の支払額	-	-
その他	1,199	739
法人税等の支払額	△792	△988
営業活動によるキャッシュ・フロー	△666	△1,219
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△68	△16
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
有形固定資産の取得による支出	△2,148	△873
有形固定資産の売却による収入	-	-
無形固定資産の取得による支出	△7,176	△9,592
その他投資活動による支出	△1,636	△1,351
その他投資活動による収入	130	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,898	△11,832
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
社債の発行による収入	-	-
社債の償還による収入	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	-	-
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△11,564	△13,051
現金及び現金同等物期首残高	97,905	86,341
現金及び現金同等物期末残高	86,341	73,290

## (4) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目			平成22年度	平成23年度
株主資本				
資本金	前期末残高		207,000	207,000
	当期変動額	新株の発行	0	0
	当期末残高		207,000	207,000
資本剰余金				
資本準備金	前期末残高		177,000	177,000
	当期変動額	新株の発行	0	0
	当期末残高		177,000	177,000
利益剰余金				
その他利益剰余金	前期末残高		-27,881	-101,409
繰越利益剰余金	当期変動額	当期純損益金 その他変動事由	-98,195 24,667	-23,425 0
	当期末残高		-101,409	-124,834
利益剰余金	前期末残高		-27,881	-101,409
	当期変動額	その他変動事由	-98,195 24,667	-23,425 0
	当期末残高		-101,409	-124,834
株主資本計	前期末残高		356,119	282,591
	当期変動額	その他変動事由	-98,196 24,667	-23,425 0
	当期末残高		282,591	259,166
純資産の部				
	前期末残高		356,119	282,591
	当期変動額	その他変動事由	-98,195 24,667	-23,425 0
	当期末残高		282,591	259,166

## 直近の2事業年度における財産の状況

(5)個別注記表・・・自平成23年4月1日～至平成24年3月31日

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法  
不動産及び動産 定率法  
無形固定資産 定額法
3. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりです。  
[支払備金]  

支払備金（出再支払備金控除前）	18,106,860円
<u>同上にかかる出再支払備金</u>	<u>13,695,419円</u>
差引（イ）	4,411,441円
IBNR支払備金（出再IBNR支払備金控除前）	1,783,866円
<u>同上に係る出再支払備金</u>	<u>1,427,093円</u>
差引（ロ）	356,773円
計（イ+ロ）	4,768,214円

  
 [責任準備金]  

普通責任準備金（出再支払備金控除前）	445,933,162円
<u>同上に係る出再責任準備金</u>	<u>353,340,509円</u>
差引（イ）	92,592,653円
<u>異常危険準備金（ロ）</u>	<u>15,061,652円</u>
計（イ+ロ）	107,654,305円
4. リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
5. 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
6. 1株当たり純資産額は、1,775.1円です。

## II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,652,497円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、ソフトウェアがあります。
3. 会計方針の変更  
当期より再保険手数料収入の未収入分を未収金から再保険貸で処理しています。

### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

#### 1. 収益及び費用の計上基準

①収益の計上基準は、発生主義に基づく実現主義で計上しています。具体的には保険始期ベースで計上しています。

②費用の計上基準は、発生主義で計上しています。

#### 2. 収益及び費用に関する金額

①正味収入保険料は、120,844,371 円です。

②正味支払保険金は、25,617,552 円です。

③支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりです。差額補充法によって積み立てています。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	△1,135,055 円
同上に係る出再支払備金繰入額	256,077 円
差引（イ）	△1,391,132 円
IBNR支払備金繰入額（出再IBNR支払備金控除前）	744,223 円
同上に係る出再IBNR支払備金繰入額	699,343 円
差引（ロ）	44,880 円
計（イ＋ロ）	△1,346,252 円

④責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	124,464,965 円
同上に係る出再責任準備金繰入額	128,318,797 円
差引（イ）	△3,853,832 円
異常危険準備金繰入額（ロ）	3,625,331 円
計（イ＋ロ）	△228,501 円

⑤利息配当金収入は、主に八十二銀行の定期預金に係る預金利息です。

4.1 株当たりの当期純損失は、160.45 円です。

### Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期事業年度の末日における発行済株式の数 14万6千株

2. 繰越利益剰余金の表示に誤りがありましたので、その金額をその他の変動事由により修正してあります。

### Ⅴ. 重要な後発事象に関する注記

当該事項はありません。

## VI. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は以下のとおりです。

## 1. 関連当事者の概要及び当社との関係

- ①名 称 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ②議決権の所有割合 38.4%

2. 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高  
(単位：千円)

科 目	残 高
再保険手数料（収益）	374,094
回収再保険金（収益）	73,147
再保険返戻金（収益）	24,115
再保険料（費用）	522,597
出向負担金（費用）	6,438
再保険貸（債権）	166,862
再保険借（債務）	183,787

以上



## 直近の2事業年度における財産の状況

## (6) ソルベンシー・マージン比率

(単位:千円、%)

	平成22年度	平成23年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	294,027	274,227
① 純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	282,591	259,166
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	11,436	15,062
④ 一般貸倒引当金	-	-
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	-	-
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	-	-
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-	-
⑪ 控除項目(-)	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R_3+R_4$	71,619	70,794
保険リスク相当額	67,892	65,747
R1 一般保険リスク相当額	17,892	15,747
R4 巨大災害リスク相当額	50,000	50,000
R2 資産運用リスク相当額	7,396	9,764
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	3,165	3,034
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	3,075	5,061
再保険回収リスク相当額	1,156	1,669
R3 経営管理リスク相当額	2,259	2,265
ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	821.1%	774.7%

ソルベンシー・マージン比率とは?

保険は確率的な事象を扱うため、通常発生しうる程度の損害額は統計的に予測可能です。しかし、通常では予測不可能な大規模な損害が発生した場合にも、保険会社はその損害に対する補償をする必要があります。この、通常の予測を超えたリスクに対応する余力を示したものがソルベンシー・マージン比率です。その意味で「ソルベンシー・マージン」はしばしば「支払余力」と訳されます。この数値が200%を下回った場合、原則として金融庁から何らかの監督上の措置(早期是正措置)がとられることとなっているため、行政上の取り扱いとしては200%を超えていけば安全な会社とみなす、とされています。

## (7) 時価情報等

有価証券 当該事項はありません。

金銭の信託 当該事項はありません。





# コーポレートデータ

沿革	.....41
店舗所在地	.....41
組織	.....42
株主 株式の状況	.....43
役員の状況	.....44
使用人の状況	.....44

2001年10月 e-Net共済会設立  
 2001年10月 家財補償 e-Netバリュープランリリース  
 2003年6月 本部移転  
 2003年7月 基幹システム及び不動産管理・共済事務一体型システムの導入  
 2004年1月 事業用補償 e-Netテナントプランリリース  
 2004年3月 コンビニ収納事務開始  
 2004年7月 口座自動振替収納事務開始  
 2006年3月 Webシステム「NEWS」の導入  
 2006年3月 株式会社（資本金3,000万円）に組織変更と同時に、本店を長野県 佐久市に移転  
 2006年4月 保険業法改正により特定保険業者となる  
 2006年6月 東京支店開設  
 2006年9月 資本金増資（資本金 3,950万円 資本準備金 950万円）  
 2008年2月 あいおい損害保険株式会社と業務提携  
 2008年3月 資本金増資（資本金 9,200万円 資本準備金 6,200万円）  
 2009年1月 少額短期保険業登録  
 2009年3月 東京支店移転  
 2009年9月 クレジット収納事務開始  
 2009年10月 資本金増資（資本金 20,700万円 資本準備金 17,700万円）  
 2010年4月 保険法制定にともない賃貸住宅・賃貸店舗普通保険約款改定  
 2011年9月 携帯電話を利用したQRコードによるクレジット収納事務開始

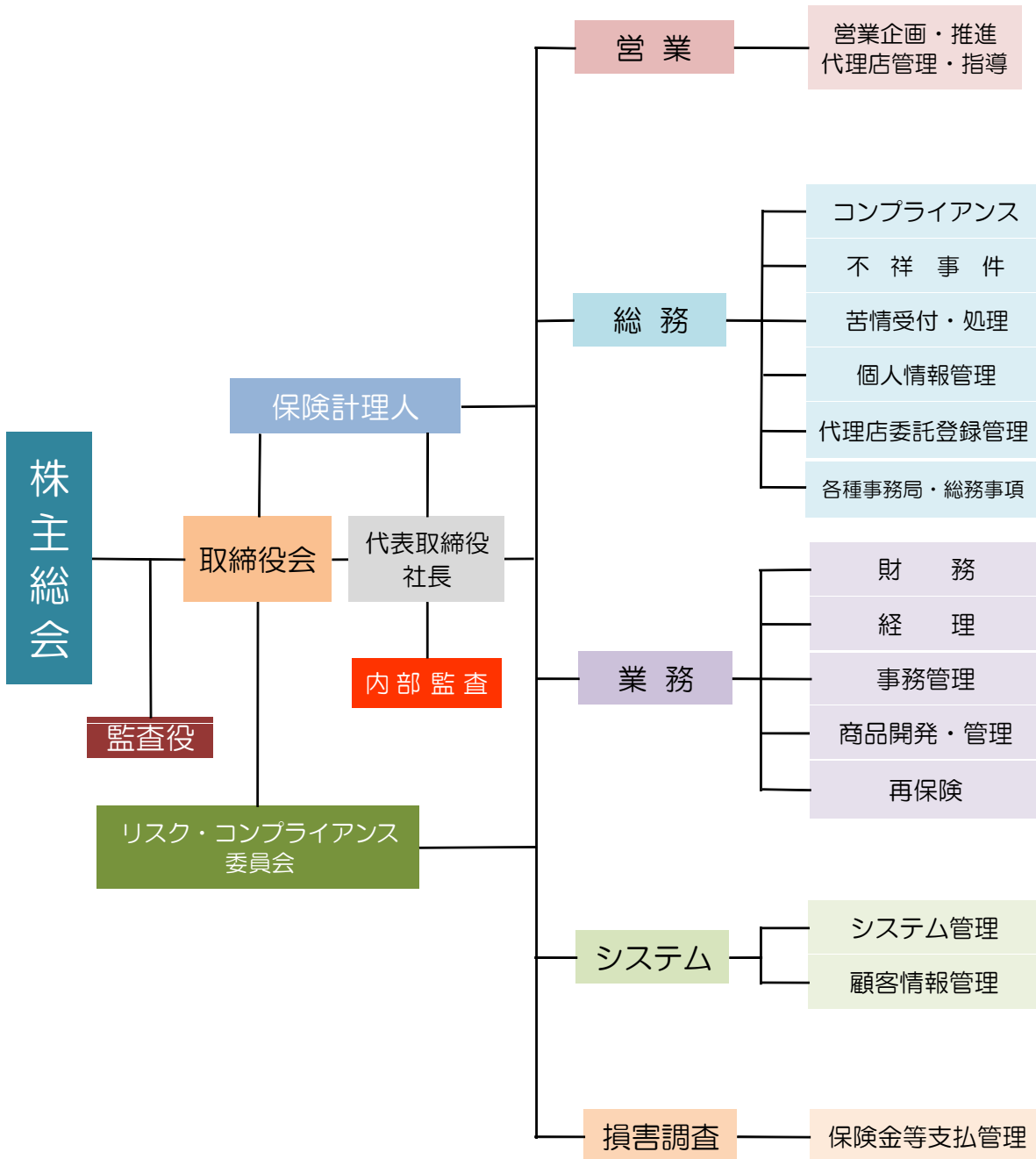
店舗所在地



本 社：長野県佐久市岩村田北一丁目12番地7

東京支店：東京都港区芝浦二丁目17番13号  
保坂興産ビル5F

MEMO



株主・株式の状況(平成24年3月31日現在)

(1) 株主総会に関する事項

【第6期定時株主総会】

招集日 平成23年6月24日

- 決議事項 1. 当社第6期計算書類承認の件  
2. 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

【臨時株主総会】

招集日 平成23年9月22日

- 決議事項 1. 取締役1名選任の件

本件は原案どおり承認可決されました。

【臨時株主総会】

招集日 平成24年3月23日

- 決議事項 1. 取締役2名及び社外取締役1名選任の件

本件は原案どおり承認可決されました。

(2) 株式数

発行可能株式総数 600千株

発行済株式の総数 146千株

(3) 当年度末株主数

17名

(4) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	56.0 千株	38.4 %
土屋 知博	25.8	17.7
坂口 智章	18.6	12.7
田原 敏明	15.0	10.3
佐藤 哲也	12.6	8.6
八十二キャピタル(株)	4.9	3.4
佐藤 悟	3.6	2.5
羽生田 宇多子	2.9	2.0
田中 利勢子	1.2	0.8
橋詰 一博	1.2	0.8

☞持株比率10%以上の株主4名を含めて上位10名の株主を掲載しています。

コーポレートデータ

役員 の 状 況 ( 平 成 24 年 3 月 31 日 現 在 )

会社役員に関する事項

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
田原 敏明	取締役会長	—	
土屋 知博	代表取締役社長	—	
千葉 伸幸	取締役	—	保険計理人
荒井 純子	取締役	—	
依藤 司	社外取締役	—	
佐藤 哲也	社外監査役	—	税理士

使用人の状況(平成24年3月31日現在)

区 分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	18名	23名	5名	43.1歳	2年7カ月	338千円
営業職員	—	—	—	—	—	—



当社は「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」の関連事業会社です。

e-Net少額短期保険株式会社の現状2012  
2012年7月発行  
〒385-0023 長野県佐久市岩村田北1-12-7  
TEL 0267-66-0220  
info@e-netcom.co.jp  
URL <http://www.e-netcom.co.jp>